

各 位

会社名 株式会社ノザワ

代表者名 代表取締役社長 野澤 俊也

(コード番号5237 東証第2部)

問合せ先 取締役管理本部副本部長

西岡 誠司

(TEL 078-333-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第155回定時株主総会に議案として付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の 決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに業務執行 取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の 規定として、定款第25条(取締役の責任免除)及び第32条(監査役の責任免除)を新設 するものであります。

なお、定款第25条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- ① 定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年6月26日 (予定)
- ② 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日 (予定)

以上

現行定款	変更案
第4章 取締役、取締役会	第4章 取締役、取締役会
第 18 条~第 24 条	第 18 条~第 24 条
(条文省略)	(現行どおり)
(新設)	(取締役の責任免除) 第 25 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の 規定により、取締役会の決議をもって、 同法第 423 条第1項の取締役(取締役 であった者を含む。)の損害賠償責任を 法令の限度において免除することがで きる。 2 当会社は、会社法第 427 条第1項の 規定により、取締役(業務執行取締役 等である者を除く。)との間に、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく損害賠償責任の 限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役、監査役会	第5章 監査役、監査役会
第 25 条~第 30 条	第 <u>26</u> 条~第 <u>31</u> 条
(条文省略)	(現行どおり)
(新設)	(監査役の責任免除) 第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の 規定により、取締役会の決議をもって、 同法第 423 条第1項の監査役(監査役 であった者を含む。)の損害賠償責任を 法令の限度において免除することがで きる。 2 当会社は、会社法第 427 条第1項の 規定により、監査役との間に、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく損害賠償責任の 限度額は、法令が規定する額とする。
第 <u>31 条</u> ~第 <u>36 条</u>	第 <u>33 </u> 条~第 <u>38</u> 条
(条文省略)	(現行どおり)
以上	以上